

第2章 消防同意事務審査要領

総 論

審査上の留意事項

1 一般的な留意事項

(1) 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。

(2) 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。

(3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。

(4) 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。

(5) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。

(6) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。

(7) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。

(8) 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物関係等の担当者との連絡・連携等に配慮すること。

(9) 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

(10) 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正を可能にする

範囲に留意の上、補正できない違反等がある場合の処理は、次によること。

ア 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。

イ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な箇所が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。

ウ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、追加説明書の提出を求めること。

なお、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。

エ 消防同意事務の審査期間中に建築確認申請図書に軽微な不備が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、審査を継続すること。

なお、通知をした日から補正する日までの期間は、消防同意期間から除くことができること。

また、建築主事等の了解が得られた場合は、補正の完了を待たずに同意し、建築主事等の側で軽微な不備の補正を行うことで差し支えないものであること。

オ 指定確認検査機関からの消防同意を依頼するための確認申請書等の送達が、信書便以外の宅配便により送達された場合、これを理由に不受理としないこと。

(11) 審査の結果、防火に関する規定に違反している場合は、不同意とすること。

なお、従来みられた修正条件を付しての同意（以下「条件付同意」という。）を実施した場合、当該修正が建築主事等において対応できず、同意されなかったものと見なされることが考えられるため、今後は条件付同意は行わないこと。

(12) 建築確認申請書の補正ができないことから、建築確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用する等不備のない確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。

2 建築基準法上の防火に関する規定

(1) 集団規定

ア 防火地域及び準防火地域内の建築物の構造規制（建基法第6 1条）

イ 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制（建基法第6 2条）

ウ 防火地域内の建築物の屋根に設ける広告塔の不燃規制（建基法第6 4条）

エ 総合的設計による一団地の建築物の取扱い（建基法第8 6条）

(2) 個別規定

ア 構造関係

(ア) 屋根の不燃規制（建基法第2 2条、建基政令第1 0 9条の8）

- (イ) 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制（建基法第23条）
- (ロ) 建築物の用途、規模による耐火建築物、準耐火建築物とすべき構造規制（建基法第27条、建基政令第110条～第110の3、第115条の3、第115条の4、第116条）
- (ハ) 大規模木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制（建基法第25条）
- (ニ) 大規模建築物の主要構造部の構造規制（建基法第21条、建基政令第109条の5、第109条の7）
- (ホ) 防火地域及び準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準（建基政令第136条の2）
- (ヘ) 隣地境界線に接する外壁（建基法第63条）

イ 防火区画、防火壁及び界壁関係

- (ア) 面積による区画（建基法第36条、建基政令第112条、第128条の3）
- (イ) 大規模の木造建築物の防火壁及び防火床（建基法第26条、建基政令第113条、第115条の2）
- (ロ) 異種用途別の区画（建基法第36条、建基政令第112条）
- (ハ) 吹抜き等の竪穴区画（建基法第36条、建基政令第112条）
- (ニ) 長屋、共同住宅等の界壁等の構造（建基法第36条、建基政令第114条）

ウ 避難関係

- (ア) 階段の幅員等の規制（建基法第35条、第36条、建基政令第23条～第27条、第124条）
- (イ) 直通階段の設置（建基法第35条、第36条、建基政令第120条、第121条の2）
- (ロ) 2以上の直通階段の設置（建基法第35条、建基政令第121条）
- (ハ) 避難階段、特別避難階段の設置（建基法第35条、第36条、建基政令第122条）
- (ニ) 直通階段、避難階段、特別避難階段の構造（建基法第35条、第36条、建基政令第121条の2、第123条）
- (ホ) 屋外階段の構造（建基政令第121条の2）
- (ヘ) 廊下の幅員（建基政令第119条）
- (ト) 屋外への出口等（建基政令第125条、第125条の2）
- (チ) 興行場等の客席の構造（建基政令第118条）
- (リ) 屋上広場等の規制（建基政令第122条、第126条）

エ 道路、通路関係

- (ア) 敷地内の接道の規制（建基法第43条）
- (イ) 敷地内の通路、空地の規制（建基政令第128条、第128条の2）
- (ウ) 道路内の建築物の構造等（建基法第44条、建基政令第145条）

オ 内装規制関係

特殊建築物等の内装規制（建基法第35条の2、建基政令第128条の3の2～第128条の5）

カ 進入口、建築設備関係

- (ア) 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造（建基法第34条、第35条、建基政令第126条の6、第126条の7、第129条の13の2、第129条の13の3）
- (イ) 排煙設備の設置及び構造（建基法第35条、建基政令第126条の2、第126条の3）
- (ウ) 非常用の照明装置の設置及び構造（建基法第35条、建基政令第126条の4、第126条の5）
- (エ) 電気設備及び避雷設備の基準（建基法第32条、第33条、建基政令第129条の14、第129条の15）
- (オ) 火気使用室等の構造設備（建基法第28条、建基政令第20条の3）
- (カ) 煙突の構造（建基政令第115条）
- (キ) 配管及び風道等の構造（建基政令第20条の2、第129条の2の4、第129条の2の5）
- (ク) 冷却塔設備の構造（建基政令第129条の2の6）
- (ケ) エレベーター、小荷物専用昇降機等のかご及び昇降路出入口戸の不燃材等（建基政令第129条の6、第129条の7、第129条の9、第129条の11、第129条の13）

キ その他

中央管理室の設置、機能等（建基政令第20条の2、第126条の3、第129条の13の3）

3 その他

(1) 構造、材料、防火設備関係

- ア 耐火構造（建基法第2条第7号、建基政令第107条）
- イ 準耐火構造（建基法第2条第7の2号、建基政令第107条の2）
- ウ 防火構造（建基法第2条第8号、建基政令第108条）

- エ 不燃材料（建基法第2条第9号、建基政令第108条の2）
 - オ 防火戸その他の防火設備（建基法第2条第9の2号ロ、第61条、建基政令第109条、第110条の3）
 - カ 遮炎性能に関する技術的基準（建基政令第109条の2）
 - キ 窓その他の開口部を有しない居室等（建基法第35条、第35条の2、第35条の3、建基政令第111条、第116条の2、第128条の3の2）
 - ク 簡易な構造の建築物の規制（建基法第84条の2、建基政令第136条の9、第136条の10、第136条の11）
- (2) 耐火性能検証法（建基法第2条第9号の2・イ・(2)、建基政令第108条の3）
 - (3) 防火区画検証法（建基政令第108条の3）
 - (4) 階避難安全検証法（建基政令第129条）
 - (5) 全館避難安全検証法（建基政令第129条の2）
 - (6) 特殊な構造方法・建築材料（建基法第38条）